



VOL.121

トクちゃん新聞

9月号

夏が
終わりますね...

平成29年9月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:<http://www.ft-tax.com/>mail:info@ft-tax.com

◆ 転職の動機

担当: 徳野



9月に入り朝晩ずいぶん過ごしやすくなりました。昨年の今頃は3週間後に迫った**事務所移転の準備等**でバタバタしておりました。早いものです。昨年に引き続き**今年も採用活動**しています。

今年是最初に「会社説明会」に参加してもらい、希望者のみ次の選考に進んでもらうようにしました。説明会時に業界のことやその中での弊社の位置づけをお伝えする中で、**自社の特長を改めて考える機会**となっています。



税理士試験の受験者数が減少している近年、**会計事務所への就職希望者数も減少**しています。そんな中で「よい人財」を確保するということは、ある意味営業活動と一緒にですね。応募者の中には有名企業に在職中の人もあります。

転職動機は、自分が「**人の役に立っている実感**」を求めていることのようにです。弊社にはその実感を得られる仕事があります。そんな仕事を求める人財を採用できるよう頑張ります！

◆ 生命保険会社が万一破綻したら、現在加入している保険は？

担当: 池田



生命保険会社の経営が破綻した場合、国内で事業を行うすべての生命保険会社が会員として加入する『**生命保険契約者保護機構**』により、一定の契約者保護が図られます。

■ 保険契約の継続

「救済保険会社」又は「保護機構が設立する子会社」もしくは「保護機構」自らが保険契約を引き継ぎます。

■ 契約条件の変更

①『生命保険契約者保護機構』により補償される※責任準備金は、破綻時点の責任準備金の90%までとなります。

※責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金などの支払いに備え、積み立てている準備金です。

②保険契約引継ぎの際には、**予定利率が引き下げ**になることがあります。

③責任準備金の削減や予定利率の引き下げが行なわれた場合には、一般的に**契約時に約束されていた死亡保険金額や満期保険金額、年金額が少なくなります**。

④保険契約の移転後一定期間のあいだに解約をすると、**解約返戻金が削減**されることがあります。

保険加入の際には、保険会社の経営状況をチェックしておくことも大切です。



◆ 相続手続が少し簡素化されました。

担当: 北岡



本年5月29日より、全国の法務局において、各種相続手続に利用することができる「**法定相続情報証明制度**」が始まりました。

従来、相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等を、相続手続を取り扱う銀行などの各種窓口に**何度も出し直す必要がありました**。

法定相続情報証明制度は、法務局に戸除籍謄本等を提出し、併せて**相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)**を提出すると、登記官より**その一覧図に認証文を付した写しが無料で交付**されます。

その後の相続手続は、**法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで可能**となりますので、戸除籍謄本等の書類を**何度も出し直す必要がなくなる**こととなります。



詳細は法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html) をご覧ください。

◆ 税務スケジュール(9月)

担当: 北川



9月11日(月)

- ・8月分 源泉所得税の納付
- ・8月分 住民税の納付(特別徴収)

10月2日(月)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税《7月決算法人》
- ・法人税・消費税の予定申告・納税《1月決算法人》
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告《10月・1月・4月》
- ・8月分社会保険料の納付

◆ 標準報酬決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書がそろそろ届くころです。決定通知書により、標準月額の変更が必要になる場合がございますので、ご確認をお願いいたします。 **9月分保険料(10月納付分)より変更**になります。

◆ 厚生年金保険料率の変更

9月分(10月納付分)より、厚生年金保険料率が変わります。0.118% 引き上げられ、**18.300%**になります。(労使折半で**9.150%**ずつ負担)



◆ 便利なショートカットキー

担当: 岡村



キーボードの複数キーの組み合わせで、画面のメニューから選択をしなくても特定の機能を実行させることができます。以下にショートカットキーをご案内いたしますので、ご存じない方がいらっしゃったらぜひご利用ください。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| Ctrl + C : コピー | Ctrl + マウスのホイールを↓ : 縮小表示 |
| Ctrl + V : 貼り付け | Ctrl + マウスのホイールを↑ : 拡大表示 |
| Ctrl + X : 切り取り | Windows + E : エクスプローラー起動 |
| Ctrl + S : 上書き保存 | Ctrl + Z : 操作を一つ戻す |
| Ctrl + P : 印刷 | Delete : 削除(ゴミ箱に入れる) |
| Ctrl + F : 検索 | Shift + Delete : ゴミ箱に入れずに削除 |
| Ctrl + A : 全て選択 | Ctrl + B : 太字 |
| | Ctrl + Alt + Del : パソコン再起動 |



覚えてしまえばマウスとショートカットの両刀使いで時短になります。ぜひ覚えて作業の効率化を目指してください。

◆ 社内飲食費

担当: 小笠原



社内飲食費とは、その会社の役員や従業員、これらの親族に対して接待等の為に支出する飲食費で、税務上交際費等に含まれ損金算入に限度があります。(※中小法人の場合は年間800万円までとなります) この社内飲食費ですが、税務上交際費等から除外される「1人当たり5,000円以下の飲食費」(措法61の4)の適用も受けることができず、必ず交際費等となる為、**損金算入限度額ギリギリの場合は注意が必要**です。

○ 飲食費に係る税務上の取扱い

対象	飲食費(福利厚生費や会議費等以外)		社内飲食費 *1
	社外含めた飲食(右記以外)		
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか?	交際費等から除外 *2	交際費等 (接待飲食費 *2)	交際費等 (社内飲食費)
損金(経費)になるか? *4	○	50%損金 *3	×

- *1 専ら当該法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する飲食費の場合。
- *2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。
- *3 中小法人の場合は、年800万円までの選択適用。
- *4 中小法人の場合は、交際費等の合計額のうち年800万円(50%損金を選択した場合には、50%損金)を超える部分が損金不算入。



◆ スタッフより

担当: 北川



★ 始めました!

最近(でもないですが…)物忘れも多いし、記憶することに自信がなくなってきたこともあって、**日記**をつけ始めました。

8/1からスタートしたばかりなので、まだ一ヶ月。とりあえずは三日坊主にはなってません! なんとなく手書きしたく、お店やネットで**日記帳**を探してみたけれど、気に入ったのがなく…。まず数が少ない…。仕方なく、今はスマホにアプリをダウンロードしてつけてます…。

まず、形からはいってしまう私としては、お気に入りの**日記帳**があればテンションもあがるはず(^_^)v 早く見つけたい!



◆ クイズ

担当: 信貴



大阪府で平成29年1月1日から**宿泊税**が導入されました。宿泊料金(消費税抜き)に応じて税額は違いますが、**1人1泊あたりの負担はいくら**でしょう?

- ①10,000円未満 ②10,000円以上15,000円未満
③15,000円以上20,000円未満 ④20,000円以上

～答え～

- ①課税なし ②100円 ③200円 ④300円

宿泊数×税額で計算します。

例として、宿泊料**15,000円**で**2泊**した場合、**2泊×200円=400円**を負担ということですね。

宿泊税は東京都でも導入されています。もし出張等で発生した場合、仕訳をする際は税区分にご注意下さい。

